

○「第2期江差町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査業務」及び「平成30年度江差町子どもと子育て家庭の生活実態調査業務」受託候補者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 本町の「第2期江差町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」(以下「ニーズ調査」という。)及び「平成30年度江差町子どもと子育て家庭の生活実態調査」(以下「生活実態調査」という。)を行うにあたり、公平かつ適正に調査業務を担う事業者の選定を行うため、第2期江差町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査業務及び平成30年度江差町子どもと子育て家庭の生活実態調査業務受託候補者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、ニーズ調査及び生活実態調査の業務を担う事業者の選定に関する事務をつかさどる。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員4人をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は副町長とし、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、町民福祉課長、健康推進課長、財政課長及び教育委員会学校教育課長とする。

2 委員に事故があるとき、または委員が欠けたときは、所属する課のうちから委員があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の同意を得て、委員長が定める。